

税制上の優遇措置について

○寄附者が個人の場合

1 所得控除

寄附金額(総所得金額等の40%が上限)から2千円を差し引いた額が課税所得から控除されます。(所得税法第78条第2項第2号により「寄附金控除」の対象となります。)

2 住民税の寄附金税額控除

お住まいの都道府県・市区町村が、条例で本学を寄附金税額控除の対象として指定している場合、寄附金額(総所得金額等の30%が上限)について、次のとおり翌年の個人住民税額から控除されます。

・都道府県が指定した寄附金 (寄附金額 - 2千円) × 4%に相当する額

・市区町村が指定した寄附金 (寄附金額 - 2千円) × 6%に相当する額

※都道府県・市区町村どちらからも指定された場合、10%となります。

※平成30年1月1日現在、本学は秋田県県税条例で指定する団体となっております。

※指定の有無についての詳細は、住所地の都道府県・市区町村へお問い合わせください。

(参考)寄附控除による所得税等の軽減目安表

所得税の軽減目安

単位:円

課税所得金額	税率	寄附金額						
		10,000	30,000	50,000	100,000	200,000	500,000	1,000,000
1,500,000	5%	400	1,400	2,400	4,900	9,900	24,900	49,900
3,000,000	10%	800	2,800	4,800	9,800	19,800	49,800	99,800
5,000,000	20%	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	99,600	199,600
8,000,000	23%	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	114,540	229,540
10,000,000	33%	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	164,340	329,340
15,000,000	33%	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	164,340	329,340
20,000,000	40%	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	199,200	399,200

住民税の軽減目安

単位:円

		寄附金額						
		10,000	30,000	50,000	100,000	200,000	500,000	1,000,000
都道府県が指定した場合	4%	320	1,120	1,920	3,920	7,920	19,920	39,920
市区町村が指定した場合	6%	480	1,680	2,880	5,880	11,880	29,880	59,880
都道府県・市区町村が指定した場合	10%	800	2,800	4,800	9,800	19,800	49,800	99,800

○寄附者が法人の場合

寄附金の全額が損金算入できます。(法人税法第37条第3項第2号により損金算入となります。)